

イオンモール富津内への 富津市立図書館設置について

令和3年6月

目次

- 1 イオンモール富津の提案概要
- 2 背景および経緯
- 3 現状及び課題
- 4 富津市立図書館整備基本計画の策定
- 5 基本コンセプト(案)
- 6 基本方針(案)
- 7 スケジュール(案)

1 イオンモール富津の提案概要

- ・ 場所：富津市青木1丁目5番地1
イオンモール富津3F(旧ユニクロ+旧従業員休憩室)
- ・ 面積：約1,450㎡／約438坪
- ・ 開館予定：令和5年4月
- ・ 契約期間：営業開始日より10年間
- ・ 賃料：月額10万円(税別)
- ・ 水道光熱費：受益者負担
- ・ 開館時間：10:00～20:00(最大)
- ・ 蔵書予定数：当初6万5千冊
- ・ 管理運営：指定管理者
- ・ 想定費用
 - 準備経費(造作・照明・各種機器・什器・備品等の内装設計施工、図書購入費)
：令和4年度 約190,000千円 ～ 250,000千円
 - 運営経費(指定管理運営経費、図書購入費、水道光熱費、賃料)
：令和5年度～約70,000千円/年 ～110,000千円/年

2 背景および経緯

全国的に少子・高齢化が加速する中、本市では「子育てしやすいまち日本一」を目指し、安心して子育てできる環境づくりを念頭に人口減少の抑制に取り組んでいます。

その環境づくりの観点からも、図書館はハード、ソフトの両面において重要な施設と考えられ、平成30年度に行った子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査や市民アンケート調査においても、図書館を望む声が多く寄せられています。

これまでも図書館建設に関しては、平成22年3月、図書館機能と保健・福祉機能を併せ持つ、「（仮称）福祉・教育施設整備基本計画」が策定されたものの、市の財政状況等により実施に至らなかったところです。

今回の図書館設置案は、新たなハコモノを市が一から作り上げるものではなく、イオンモール富津から同施設の空きスペース活用についての提案を受け、富津市及び富津市教育委員会が考える時代のニーズに合った図書施設の設置を、双方協力のもとイオンモール富津内に実現しようとするものであります。

イオンモール富津にとっては集客増が見込まれ、富津市にとっては初期導入費用が抑えられるなど、互いにメリットがあるという点や、市民にとっては、買物のついでに立ち寄れるなどといった点で、費用対効果と利便性を兼ね備えた施設となります。

3 現状及び課題

(1) 図書館

全国に792市あるうち、図書館※を持たない市は、8市に限られ、当市はその1市であることから、市民の図書館を利用したいニーズに答えられていないのが現状です。

(2) 蔵書冊数

富津公民館図書室、中央公民館図書室、市民会館図書室及び移動図書館車の図書の合計は、約63,000冊です。人口1人あたりの蔵書冊数について、本市は1.47と県平均3.16を大きく下回っています。

(3) 貸出冊数

人口1人あたりの貸出冊数について、本市は0.50と県平均4.61を大きく下回っています。

※日本図書館協会による図書館の最低規模は、蔵書50,000冊、専任職員数3名、延べ床面積800㎡とされています。

4 富津市立図書館整備基本計画の策定

市民の代表として社会教育に携わるメンバーで構成されている、社会教育委員会会議では、平成27年度から図書館のあり方について、様々な角度から協議を継続してきたところです。

新たに図書館を設置するにあたっては、図書館の基本コンセプトや、求められる機能、サービス、業務形態などについての考え方をまとめる必要があります。

このため、引き続き、社会教育委員会会議で協議を行い、富津市立図書館整備基本計画(案)を作成してまいります。

また、基本計画(案)について、広く市民の意見を伺う必要があることから、パブリックコメントを実施いたします。

なお、現状における富津市及び富津市教育委員会が考える基本コンセプト、基本方針は、以下のとおりです。

※社会教育法

(社会教育委員の職務)

第17条 社会教育委員は、社会教育に関し教育委員会に助言するため、次の職務を行う。

- 1 社会教育に関する諸計画を立案すること。
- 2 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること。

社会教育委員に関する条例

(委員の基準)

第2条 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が委嘱する。

5 基本コンセプト(案)

気軽に立ち寄れる、出会い・学び・憩いの場としての図書館

図書館を利用するために図書館に行くという従来のスタイルから、幅広い世代の人が気軽に立ち寄れ、日常の生活圏に溶け込むスタイルの図書館を実現しようとするもので、利用者の居場所づくりと、ふだん本にあまり親しみのない人にも本と接する機会を提供する読書環境を整備するものです。

6 基本方針(案)

(1) 多世代にやさしい図書館にします

図書館は、多くの人が利用する身近な公共施設であるとともに、生涯学習のための重要な施設です。世代によらず、すべての人が気軽に立ち寄り、気兼ねなく利用できる図書館を目指します。

①親子がゆっくり向き合える居場所づくり

司書がセレクトしたおすすめ絵本の紹介や、司書やボランティアによる楽しい読み聞かせなどを開催し、親子がゆっくりと向き合える“場”と“機会”を提供します。

②子どもが身近に本にふれあえ、本を好きになる図書館づくり

子どもが自ら読書に親しみ、読書習慣を身に付けていけるよう、年齢に合った図書コーナーを充実させ、世代別にアプローチすることで、子どもの興味・関心を促します。

6 基本方針(案)

③目的の図書に出会えるよう、司書がお手伝いします

図書だけでなく、新聞・雑誌、インターネットによる情報へのアクセスができる環境を整えるとともに、司書によるレファレンスサービス（調べもの、探し物の支援）を充実し、目的の図書に出会えるよう、探しやすさを追求します。

④コンパクトな図書館ならではの特色を充実させます

特設コーナーを充実し、訪れるたびに新しい情報とふれあえる、楽しい空間にするとともに、ワンフロアで隅々まで見渡せ、みんなが安心できる空間、わかりやすい導線づくりを心掛けます。

(2) 郷土の歴史や文化を支えます

市域の郷土、歴史・文化に関する資料、市にゆかりのある人物の資料、行政資料及び観光情報などを積極的に収集します。

(3) くつろぎと憩いの場所にします

閉館時間が遅いことや休館日が少ないことから、学生の学習利用や会社帰りの社会人の利用も可能となることが考えられます。多世代がゆっくりと滞在でき、ゆったりとくつろいで過ごすことのできる図書館を目指します。

7 スケジュール(案)

	令和3年度										令和4年度												5年度		
	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4		
図書館整備基本計画		整備基本計画(案)の作成					計画(案)全協				全協説明														
		社会教育委員会議					説明・パブコメ				計画策定														
設置条例・規則の制定		条例(案)・規則(案)の作成			例規審査		議会 上程																		
イオンモール関係	連絡調整・打合せ(随時)						協定書等の調整・締結				連絡調整・打合せ(随時)														
指定管理者選定	費用の積算			予算要求・予算ヒアリング			募集要項・仕様書の作成				予算 審査		募集要項・仕様書の決定		公募		選定		議会 上程		基本 協定 締結		準備期間		
工事関係	費用の積算			予算要求・予算ヒアリング			予算 審査				設計・施工仕様書作成		設計・施工事業者公募・契約			内装工事施工・搬入			引き 渡し						

開館